

① 分割

(1) 特許出願の分割

特許出願が2つ以上の発明を含んでいる場合、一部を分割して新たな特許出願をすることができ、その出願日は元の特許出願と同じになります。

明細書等の補正期間	拒絶理由通知を受けた後は指定期間(60日)内なら補正可能となります。2つ以上の発明が特別な技術的特徴(先行技術に無いような構成)で関連付いていないと単一性違反という拒絶理由となるので、出願を分割することになります。
特許査定から30日以内	特許料(30日以内)を納付する前に検討します。権利範囲が狭いのもう少し広い範囲で権利を取得したい場合や、明細書には記載していたが請求項に入れていなかった場合などに使います。
拒絶査定から3ヶ月以内	拒絶理由の有る部分と無い部分が含まれている場合に、拒絶理由の無い部分を分割して新たな出願にしたり、拒絶査定不服審判(3ヶ月以内)を請求して拒絶理由の無い部分を残し、拒絶理由の有る部分を分割して新たな出願にしたりします。

(2) 商標登録出願の分割

商標登録出願が2つ以上の商品・役務を指定している場合、一部の商品・役務を分割して新たな商標登録出願をすることができます。

(3) 商標権の分割

商標権の指定商品・役務が2つ以上の場合、指定商品・役務ごとに分割して、他人に移転することができます。



② 変更

(1) 出願への変更(とりあえず、3ケース)

実用新案登録出願 →特許出願	出願から3年(特許の審査請求期間)以内に出願変更できますが、登録(出願から約2ヶ月)後はできません。登録後は、実用新案登録に基づく特許出願をすることになります。
意匠登録出願 →特許出願	出願から3年(特許の審査請求期間)以内に出願変更できますが、拒絶査定から3ヶ月(拒絶査定不服審判の請求期間)経過後や、登録後はできません。
特許出願→ 実用新案登録出願	出願から9年6ヶ月(実用新案権の存続期間-6ヶ月)以内に変更できますが、拒絶査定から3ヶ月(拒絶査定不服審判の請求期間)経過後はできません。特許は駄目だったけど、登録しておきたい場合など。

(2) 商標登録出願の変更

通常の出願を団体商標や地域団体商標の出願に変更することができます。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。

どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp